
避難勧告等の判断・伝達 マニュアル

興部町

■ 目 次 ■

【 共通編 】	1
1 マニュアルの目的	1
2 マニュアルの適用	1
3 マニュアルの対象とする災害	1
4 町の責務と住民の避難行動の原則	1
5 避難行動（安全確保行動）の考え方	2
6 避難勧告等発令の判断基準の基本的考え方	2
7 自然災害の発生が想定される際の体制	4
8 避難勧告等の判断に関する関係機関の助言	5
9 避難勧告等の伝達方法	6
【 水害編 】	7
1 避難勧告等の対象とする水害	7
2 避難勧告等の対象とする水害の危険性がある区域	8
3 避難勧告等を判断する情報	11
4 避難勧告等の発令の判断基準等	13
5 避難勧告等の伝達文	16
【 土砂災害編 】	17
1 避難勧告等の対象とする土砂災害	17
2 避難勧告等の対象とする土砂災害の危険性がある区域	18
3 避難勧告等を判断する情報	20
4 避難勧告等の発令の判断基準等	22
5 避難勧告等の伝達文	24
【 高潮編 】	25
1 避難勧告等の対象とする高潮災害	25
2 避難勧告等の対象とする高潮災害の危険性がある区域	25
3 避難勧告等を判断する情報	27
4 避難勧告等の発令の判断基準	28
5 避難勧告等の伝達文	29

【 津波編 】	30
1 避難指示等の対象とする津波災害	30
2 避難指示等の対象とする津波災害の危険性がある区域	30
3 避難指示等を判断する情報	32
4 避難指示等の発令の判断基準等	33
5 避難指示等の伝達文	34

【 共通編 】

1 マニュアルの目的

このマニュアルは、町域内で災害が発生するおそれがある場合、あるいは、発生した場合において、これらの災害から住民の生命等を守るために必要な避難勧告等の判断基準や伝達方法等を定めることを目的とする。

なお、本マニュアルは現時点での知見に基づき取りまとめたものであることから、今後の災害に関する情報体制の整備状況や避難行動等の検証によって適時見直すものとする。

2 マニュアルの適用

このマニュアルは、町域内で災害が発生するおそれがある場合、あるいは、発生した場合において、町長が関係機関等から得た情報や巡視等に基づき総合的に行う避難勧告等の判断基準及びこれに基づき、町職員等が住民へ避難勧告等の情報を伝達する場合の要領等に適用する。

3 マニュアルの対象とする災害

本マニュアルにおける避難勧告等の発令について、対象となる災害は、「①水害」、「②土砂災害」、「③高潮災害」及び「④津波災害」の4種類とする。

4 町の責務と住民の避難行動の原則

自然災害に対しては、住民一人ひとりが自らの判断で避難行動をとることが原則であり、町の責務は、住民一人ひとりが避難行動等をとる判断ができる知識と情報を提供することである。

また、一人ひとりの命を守る責任は最終的には避難行動をとる個人にあるため、住民は日頃から気象情報等に注意を払い、自宅周辺の状況の変化などを自ら確認し、災害が発生する危険性が高まった場合には、自らの判断で安全な場所（指定緊急避難場所等）に避難することが重要である。

5 避難行動（安全確保行動）の考え方

（1）避難行動

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」であり、避難勧告等の対象とする避難行動については、これまで避難所と呼称されてきた場所に移動することのみではなく、次の全ての行動を避難行動とする。

- ①避難場所への移動
- ②（自宅等から移動しての）安全な場所への移動（公園、親戚や友人の家等）
- ③近隣の高い建物等への移動
- ④建物内の安全な場所での待避

（2）避難行動の呼称

避難勧告等が発令された場合、そのときの状況に応じて取るべき避難行動が異なることから、本マニュアルにおいては、指定緊急避難場所や安全な場所へ移動する避難行動を「立ち退き避難」と呼び、屋内に留まる安全確保を「屋内での安全確保措置」と呼ぶこととする。

6 避難勧告等発令の判断基準の基本的考え方

（1）避難勧告等の判断基準の設定

町は対象とする災害の種別ごとに避難行動が必要な地域を示して避難勧告等が発令し、対象地域において、立ち退き避難が必要な住民等と屋内での安全確保措置が必要な住民等の両者にそれぞれの避難行動をとってもらうことを示す。

なお、避難勧告等は立ち退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告するのではなく、災害の可能性のある範囲全体を対象に発令するものとし、避難勧告等の発令基準の設定は、避難のための準備や移動に要する時間を考慮した、立ち退き避難が必要な場合を想定して設定する（避難勧告等の判断基準等は各編で定めるところによる。）。

（2）避難勧告等の発令時期の配慮

住民が避難するためには、避難勧告等を町から住民に周知・伝達する時間、住民が避難の準備をする時間及び避難所等へ移動する時間が必要であるため、避難勧告等の発令については、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とする。

(3) 避難勧告等の発令区分

区分	用語の意味（根拠条項）	立ち退き避難が必要な住民等に求める行動
避難準備情報	<p>町長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを準備してもらうために発表する情報 （災害対策基本法第56条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○（災害時）要配慮者は、立ち退き避難する。 ○立ち退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい（避難準備情報の段階から主要な指定緊急避難場所が開設され始める。）。 ○避難準備が整い次第、災害種別に対応した開設済みの指定緊急避難場所へ立ち退き避難することが強く望まれる。
避難勧告	<p>町長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを勧告すること。 （災害対策基本法第60条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○災害種別に対応した指定緊急避難場所へ立ち退き避難する（指定緊急避難場所の開設を終える前に、避難勧告が発令される場合があることに留意が必要である）。 ○小河川等による浸水については、危険な区域が地下空間や局所的に低い土地に限定されるため、該当する区域にいる者等は安全な区域に速やかに移動する。 ○指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「緊急的な待避場所」（近隣のより安全な場所、より安全な建物等）への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内での安全確保措置」（屋内でもより安全な場所へ移動）をとる。
避難指示	<p>町長が、急を要すると認めるときに、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示すること。 ただし、立ち退き避難を行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示すること。 （災害対策基本法第60条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○避難の準備や判断の遅れ等により、立ち退き避難を躊躇していた場合は、直ちに立ち退き避難する。 ○指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「緊急的な待避場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内での安全確保措置」をとる。 ○津波災害から立ち退き避難する。

（注）津波災害は、危険地域から一刻も早い避難が必要であることから、「避難準備情報」「避難勧告」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。

7 自然災害の発生が想定される際の体制

地震(津波)を除く自然災害の発生が想定される際は、情報収集や判断ができる体制をとる。

気象状況を踏まえた体制の移行に関する各段階の目安及び町長不在等の場合における避難勧告等の発令に関する委任順位は次のとおりである。

(1) 防災体制の段階

段階等	体制	状況
【第1段階】※ ¹ 防災気象情報を入力し、気象状況の進展を見守る段階	連絡要員を配置し、防災気象情報の把握に努める。	○水害対象河川が「水防団待機水位」を超えることが確実となった場合 ○大雨注意報が発表された場合 ○高潮注意報が発表された場合
【第2段階】 避難準備情報を発令するかどうかの段階	管理職を配置し、避難準備情報の発令を判断する体制とする。 また、防災気象情報を分析し、専門機関との情報交換ができる体制とする。	○水害対象河川が「はん濫注意水位」を超えることが確実となった場合 ○台風情報で、台風の暴風域が24時間以内に本町にかかると予想されている、又は台風が24時間以内に本町に接近することが見込まれる場合 ○大雨注意報が発表され、当該注意報の中で警報に切り替える可能性に言及されている場合
【第3段階】 避難準備情報を発令した段階	町長あるいは町長代理が登庁し、避難勧告の発令を判断できる体制とする。 また、専門機関とのホットラインが活用できる体制とするとともに、要配慮者の避難場所受入体制の整備ができる要員を確保する。	○水害対象河川が「避難判断水位」を超えることが確実となった場合 ○大雨警報が発表された場合 ○台風情報で、台風の暴風域が12時間以内に本町にかかると予想されている、又は台風が12時間以内に本町に接近することが見込まれる場合 ○高潮注意報が発表され、当該注意報の中で警報に切り替える可能性に言及されている場合
【第4段階】※ ² 避難勧告を発令した段階	あらかじめ定めた防災対応の全職員が体制に入る。	○「はん濫危険水位」を超えることが確実となった場合 ○土砂災害警戒情報が発表された場合 ○高潮警報が発表された場合 ○高潮注意報の中で警報に切り替える可能性が言及され、かつ暴風警報が発表された場合

(注) 災害が発生した段階もこの体制を引き継ぐ。

※1 第1段階の条件にならなくても、翌日以降に警戒を要する気象現象が発生するおそれがある場合には、地元の気象台が府県気象情報を発表しているため、これを活用して、翌日以降に想定される体制や連絡系統の確認を行っておくなど、事前の準備を早めに行っておく。

※2 津波については、大津波警報・津波警報・津波注意報が発せられた場合、基本的には「避難指示」を発令し、直ちに第4段階の防災体制を取る必要がある。

(2) 町長不在等の場合における避難勧告等の発令に関する委任順位

避難勧告等の発令に係る職務に関し、町長の不在等で、町長による実施が困難な場合は、次の順位で町長の職務を代理する。

・第1順位 副町長

・第2順位 総務課長

8 避難勧告等の判断に関する関係機関の助言

気象、河川、土壌、津波、高潮がどのような状況となった場合に危険と判断されるかは、降雨や水位等の状況に加え、災害を防止するための施設整備の状況によって異なるため、避難勧告等の判断基準を設定する際は、これらの機関の協力を積極的に求める。

機関名（連絡先）	助言を求めることができる事項
網走地方気象台 【電話番号 0152-43-4348】	<ul style="list-style-type: none"> ・気象、地象、水象に関する事。
北海道開発局 網走開発建設部 治水課 【電話番号 0152-44-6470】	<ul style="list-style-type: none"> ・直轄砂防施設に関する事。 ・土砂災害の前兆現象に係る技術的な所見に関する事。 ・災害対策用機材等の地域への支援に関する事。 ・保有するリアルタイムの情報に関する事。 ・直轄施設の被害情報に関する事。
北海道オホーツク総合振興局 網走建設管理部 事業室治水課 【電話番号 0152-41-0736】	<ul style="list-style-type: none"> ・道管理河川施設に関する事。 ・土砂災害危険箇所及び土砂災害（特別）警戒区域に関する事。 ・土砂災害の前兆現象に係る技術的な所見に関する事。 ・北海道土砂災害警戒情報システムに関する事。 ・保有するリアルタイムの情報に関する事。
北海道オホーツク総合振興局 地域政策部 地域政策課 【電話番号 0152-41-0625】	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報及び被害情報に関する事。 ・避難対策に関する事。

9 避難勧告等の伝達方法

避難勧告等の伝達先・伝達方法は次のとおりとし、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

担当部署	伝達手段		伝達先
総務課	北海道防災情報システムへの入力 (災害情報共有システム (Lアラート)経由でマスメディアへ情報提供)	TV放送	視聴者
		ラジオ放送	聴取者
		エリアメール	町内に滞在する携帯電話保持者
		緊急速報メール	
	防災行政無線 (同報系)		住民
	ホームページ		PCユーザー等
	広報車		住民等 (巡回ルート)
	電話又はFAX		自主防災組織
電話又はFAX		自治会等	
電話		オホーツク総合振興局 網走開発建設部 網走地方気象台 興部警察等	
紋別地区消防組合	消防車		住民等 (巡回ルート)
消防署興部支署	サイレン、電話又は電子メール		消防団
福祉保健課 介護支援課	電話又はFAX		要配慮施設・避難支援等関係者

【 水害編 】

1 避難勧告等の対象とする水害

(1) 対象（立ち退き避難が必要な災害の事象）

- ①比較的大きな河川において、堤防から水があふれたり（越流）、堤防が決壊したりした場合に、河川から氾濫した水の流れが直接家屋の流失をもたらす浸水が予想される場合
- ②山間部等の川の流れが速いところで、洪水により川岸が侵食されるか、氾濫した水の流れにより、川岸の家屋の流失をもたらす浸水が予想される場合
- ③氾濫した水の浸水の深さが深く、平屋の建物で床上まで浸水するか、2階建て以上の建物で浸水の深さが最上階の床の高さを上回ることにより、屋内での安全確保措置では身体に危険が及ぶ可能性のある場合
- ④地下・半地下に氾濫した水が流入することが予想される場合
- ⑤ゼロメートル地帯のように浸水が長期間継続することが予想される場合

(2) 対象外（立ち退き避難の対象とならない事象）

以下については、立ち退き避難ではなく屋内での安全確保措置が適切な避難行動となる。ただし、地下・半地下等に氾濫水が流入するおそれのある場合等、命を脅かすほどの深い浸水深となる場所については、立ち退き避難が適切な避難行動となる。

- ①短時間で局地的な大雨
 - 下水道や側溝が溢れ、浸水する場合もあるが、局所的に浸水している箇所に近づかなければ、命を脅かす危険性はない。
- ②中小河川の氾濫で浸水深が浅い地域
 - 屋内での安全確保措置で命を脅かす危険性がない。
- ③浸水深が浅い内水氾濫
 - 屋内での安全確保措置で命を脅かす危険性がほとんどない。

2 避難勧告等の対象とする水害の危険性がある区域

(1) 基本的考え方

水害で避難勧告等の対象となる区域は、『興部川洪水ハザードマップ』等を基本とするが、発令時の河川状況、堤防の決壊、氾濫のおそれがある地点等の諸条件に応じて想定される浸水区域を設定する。

そのうち、命を脅かす危険性が高く、安全な地域への移動を伴う立ち退き避難を必要とする区域（対象建物）は次のとおりである。

①比較的大きな河川（水位周知河川）

- ・堤防から水があふれたり（越流）、堤防が決壊した場合を想定し、堤防に沿った一定の幅の区域等に立地する氾濫水により倒壊のおそれのある家屋
- ・堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深がおおむね0.5mを超える区域の平屋家屋
- ・堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深がおおむね3mを超える区域の2階建て家屋
- ・堤防の決壊等で氾濫した場合、氾濫水が行き止まるなどして長期間深い浸水が続くことが想定される区域（長期間の浸水家屋内の孤立者が多数発生した場合には、救出や水・食料等の供給が困難となるおそれがあるため、立ち退き避難する。）

②山間部等の川の流れが速いところで、洪水により川岸が侵食されるか、氾濫した水の流れにより家屋の流失をもたらす可能性のある河川

- ・川沿いの家屋

③河川の氾濫域内の地下、半地下の空間や建物

- ・建物の地下部分
- ・下水道工事等、地下で作業を行っている場合も含む。
- ・道路のアンダーパス部分（立ち退き避難ではないが、立ち入りの注意が必要）

④水位周知河川となっていない小河川や下水道

- ・最大浸水深がおおむね0.5m以上となる平屋家屋の場合

※氾濫による浸水域の最大水深がほとんど床下相当以下と想定されることから、基本的に立ち退き避難は必要ないが、上記の場合や個別に地域を確認する必要がある。

なお、内水氾濫については、町内各所で局地的に発生する可能性があり、その時の状況により被害区域は異なると考えられるため、その時の雨量や浸水深等の状況により、その都度総合的に判断して設定する。

(2) 避難勧告等の対象区域

大雨発生時には川の水位が高くなるため、宅地や農地等に降った雨水が河川に流れ込むことができず、興部川、藻興部川の支流地域及び沙留川、瑠椽川、ポンルロチ川等では河川の氾濫や内水氾濫が発生するおそれがある。

避難勧告等の対象区域については、興部川洪水ハザードマップ及び興部町災害等危険箇所図で示すH10 台風5号による被災箇所を踏まえ、次のとおり避難勧告等の対象区域を設定する。

【避難勧告等対象区域】

地区名	行政区	世帯数	人口	避難先
興部地区	浜町	22 世帯	61 人	興部高校
	元町	122 世帯	269 人	興部高校
	本町	119 世帯	250 人	興部中学校
	仲町	79 世帯	135 人	興部町総合センター
	幸町	35 世帯	80 人	興部町総合センター
	(泉町)	162 世帯	315 人	興部町総合センター
	(新泉町)	96 世帯	187 人	興部小学校
	栄町	137 世帯	319 人	興部小学校
	(新町)	46 世帯	105 人	興部小学校
	旭町	106 世帯	208 人	興部小学校
	(緑ヶ丘)	128 世帯	260 人	興部小学校
	(東町)	60 世帯	103 人	興部高校
	宮下町	21 世帯	42 人	興部中学校
北興地区	北興	41 世帯	95 人	一次：北興会館 二次：興部町総合センター
宇津地区	宇津	47 世帯	100 人	一次：宇津集落センター 二次：興部中学校

※ () 内の町内は、氾濫による浸水被害想定されていないが、状況によっては避難が必要となることを踏まえ、避難場所を指定

※北興地区、宇津地区については、一次避難で指定の避難先に集合し、興部市街へのバス等による二次避難を実施する。

【参考：重要水防箇所（北海道）】

河川名	右・左岸	起点位置 (k m)			終点位置 (k m)			重要水防区域延長	重要度	築堤有・無	備考
		地区名	位置名称	距離	地区名	位置名称	距離				
興部川	左岸	宮下町	(国)興部橋から 1.5km 下流	0.00	宮下町	(国)興部橋	1.50	1.50	A	有	
興部川	左岸	宮下町	(国)興部橋	1.50	宮下町	(国)興部橋から 1.0km 上流	2.50	1.00	B	有	樋門
興部川	左岸	宇津	(国)三興橋	12.00	宇津	(国)三興橋から 0.6km 上流	12.60	0.60	B	有	樋門
興部川	右岸	元町	(国)興部橋から 1.5km 下流	0.00	元町	(国)興部橋	1.50	1.50	A	有	樋門
興部川	右岸	本町	(国)興部橋	1.50	幸町	(国)興部橋から 1.0km 上流	2.50	1.00	B	有	樋門

※本町に国指定の重要水防箇所は該当なし。

3 避難勧告等を判断する情報

(1) 気象予警報等

項目	提供元	説明	主な提供システム・サイト
大雨注意報	気象庁	大雨によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意しておおむね市町村単位で発表される。	≪北海道防災情報システム≫ http://www.bousai-hokkaido.jp/ ≪気象庁HP≫ http://www.jma.go.jp/jma/ ≪防災情報提供システム≫ https://bosai.jmainfo.go.jp/ (ID/PW 必要)
大雨警報 (浸水害)		大雨によって、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告しておおむね市町村単位で発表される。 大雨による浸水について警戒を呼びかけるものであり、避難準備情報を発令する際の参考とする。	
大雨特別警報 (浸水害)		大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。大雨警報(浸水害)の基準をはるかに超える大雨に対して発表されるものである。 大雨特別警報(浸水害)発表時には避難勧告等の対象地区の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認する。また、住民等に、大雨特別警報が発表されたことに加え、既に避難勧告が発令済みであること、或いは、避難勧告は発令されていないが災害発生の危険性が高まっていることについて、改めて呼びかけを行い、周知を図る(避難勧告の判断に際し、大雨特別警報の発表を待つべきではない。)	
洪水注意報		洪水によって、災害が起こるおそれがある旨を注意しておおむね市町村単位で発表される。	
洪水警報		洪水によって、重大な災害が起こるおそれがある旨を警告しておおむね市町村単位で発表される。 洪水予報河川・水位周知河川以外の河川周辺住宅等に対する避難の呼びかけ等の参考とする。	
流域雨量指数		降った雨が下流域域にどれだけ影響を与えるかを、数値で表したものの。	
規格化版 流域雨量指数		流域雨量指数を過去20年間の最大値に対する比率として表したものの。	
降水短時間予報		6時間先までの1時間ごとの降水量分布の予想	
府県気象情報		警報等に先立って警戒・注意を呼びかけたり、警報等の内容を補完して現象の経過、予想、防災上の留意点を解説したりするために、管区気象台及び各地方気象台から適時発表される。	
水位到達情報 (水位周知河川)		北海道	

(2) 水位観測所

水系	河川名	水位観測所	所管	所在地	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位
興部川	興部川	興部	北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部	興部町字興部216番地10地先河川敷(国道238号橋地点)	4.50m	5.06m	5.74m	6.72m
藻興部川	藻興部川	第二	北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部	興部町字秋里582番地1地先河川敷(吉村樋管下流地点)	11.58m	12.78m	—	13.74m

(注) 水防団待機水位：水防団が水防活動のため待機する目安となる水位をいう。

はん濫注意水位：水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべき水位をいう。

避難判断水位：はん濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。

はん濫危険水位：洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位をいう。

● 興部川（宇津市街南部）の水位標

宇津地区は下流に設置されている水位計からは距離があるため、興部町宇津市街南部の三興橋付近に水位標を設置し、この水位情報により警戒・避難・水防活動を行う。

水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位
36.65m	37.48m	38.20	38.85m

(注) 興部川（宇津市街南部）の水位標では避難判断水位が設定されていないため、はん濫危険水位に到達するまでの時間を1時間（水位上昇値を0.65m/h）として水位を設定する。

(3) 雨量観測所

観測所名	管理区分	所管	所在地	標高
興部道路(道路)	国道路	網走開発建設部(道路)	興部町字興部120の2(興部道路維持事業所構内)	—
興部(気象)	気象庁	網走地方气象台	興部町興部	8m
朝日	自治体	北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部	興部町字朝日402番地3地先河川敷(宇津川合流点下流)	50m

4 避難勧告等の発令の判断基準等

(1) 避難勧告等の判断基準

●興部川：水位周知河川

区分	状況	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する。)	対象地区 (大雨時危険区域を基本とする。)
避難準備情報	日中	①興部川の興部水位観測所の水位が「避難判断水位」である5.74mに到達し、かつ、上流域における予想雨量や実況雨量から、引き続きの水位上昇が見込まれている場合	興部地区 北興地区
		②興部川（宇津市街南部）の水位標の水位が「避難判断水位」38.20mに到達し、かつ、上流域における予想雨量や実況雨量から、引き続きの水位上昇が見込まれている場合	宇津地区
		③興部川の興部水位観測所の水位、又は興部川（宇津市街南部）の水位標の水位が、「はん濫注意水位」を超えた状態で、興部川流域において大雨警報（浸水害）が発表され、かつ、上流域における予想雨量や実況雨量から、引き続きの水位上昇が見込まれている場合	避難勧告等 対象区域全域
	④堤防の漏水・侵食等が発見された場合		
夜間・早朝	①予想雨量や実況雨量から、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合 ②台風等が夜間から明け方に接近、又は通過し、多量の降雨が予想される場合		
避難勧告	日中	①興部川の興部水位観測所の水位が「はん濫危険水位」である6.72mに到達した場合	興部地区 北興地区
		②興部川（宇津市街南部）の水位標の水位が「はん濫危険水位」である38.85mに到達した場合	宇津地区
		③興部川の興部水位観測所の水位、又は興部川（宇津市街南部）の水位標の水位が、「避難判断水位」を超えた状態で、かつ、上流域における予想雨量や実況雨量から、急激な水位上昇による氾濫のおそれが見込まれている場合 ④堤防の異常な漏水・侵食等が発見された場合	避難勧告等 対象区域全域
	①気象情報及び降水短時間予報等により、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合 ②判断する時点（夕刻）で、興部川の興部水位観測所の水位、又は興部川（宇津市街南部）の水位標の水位が「避難判断水位」を超えた状態で、次のことが予想される場合 ・上流における実況雨量や予想雨量から引き続き水位の上昇が予想される。 ・台風等が夜間から明け方に接近、又は通過し、多量の降雨が予想される。		
夜間・早朝			
避難指示	—	①興部川の興部水位観測所の水位が堤防天端高（又は背後地盤高）である7.82mに到達するおそれが高い場合（越水・氾濫のおそれのある場合） ②堤防の異常な漏水・侵食等の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ③決壊や越流が発生した場合 ④樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（避難対象エリアを限定する）	避難勧告等 対象区域全域

●その他の中小河川

区分	状況	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する。)	対象地区 (大雨時危険区域を基本とする。)
避難勧告	—	①大雨警報（浸水害）が発表され、かつ、気象レーダー等で雨域があり、上流域における予想雨量や実況雨量から、急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合 ②洪水警報が発表され、規格化版流域雨量指数※の値が 0.90 程度に達し、さらに上昇する傾向にある場合 ③水防団等から避難の必要性に関する通報があった場合 ④浸水の発生に関する情報が住民等から通報された場合	避難勧告等対象区域を基本とし、その時の雨量等の状況により、その都度総合的に判断して設定する。

※ 規格化版流域雨量指数の目安

- ・ 0.50 ～ 0.69 : 1年に数回程度発現
- ・ 0.70 ～ 0.89 : 1年に1回程度
- ・ 0.90 ～ 0.99 : 数年に1度
- ・ 1.00 ～ : 過去20年程度で経験が無い流域雨量指数

(2) 避難勧告等の解除

●興部川（水位周知河川）

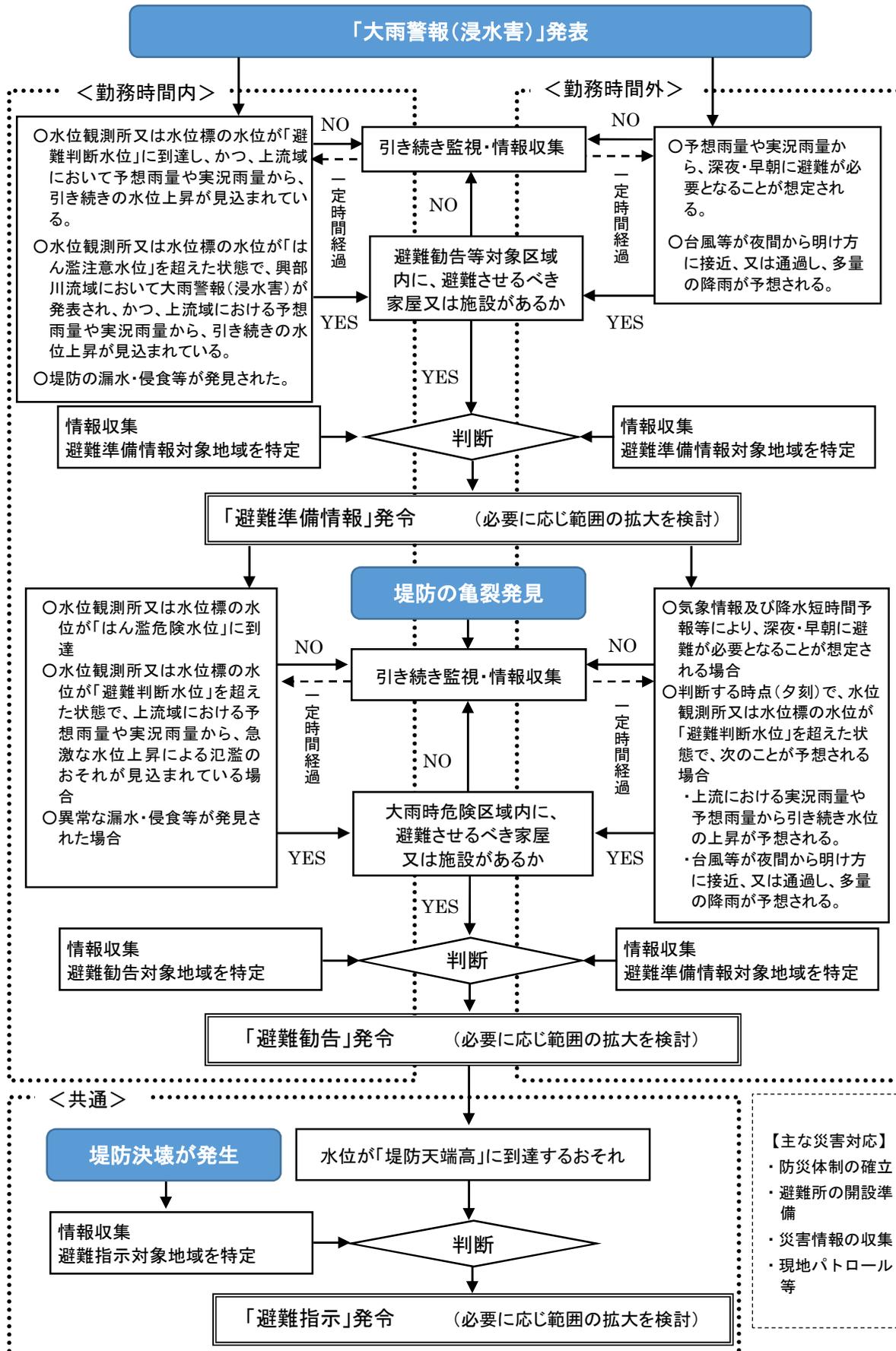
水位が「はん濫危険水位」及び堤防天端高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域の降雨がほとんど無い場合を基本として、解除する。

また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川の氾濫するおそれなくなった段階を段階基本として、解除する。

●その他の中小河川

当該河川の水位が十分に下がり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、解除する。

【避難勧告等判断フロー図（水害/水位周知河川）】



5 避難勧告等の伝達文

(1) 避難準備情報 (例)

- 緊急放送、緊急放送、避難準備情報発令。
- こちらは、興部町災害対策本部です。
- 〇〇川の水位が上昇し、河川の氾濫の危険性が高くなったため、〇時〇分に△△地区に対し、〇〇川に関する避難準備情報を発令しました。
- △△地区の方は気象情報を注視し、心配な場合、危険だと思ふ場合は、迷わず避難をしてください
- 高齢の方、障がいのある方、小さい子供をお連れの方などは、あらかじめ定めた避難場所（状況により避難場所又は避難所を指定する。）へ避難してください。避難に助けが必要な方は、支援者と連絡を取り合うなどして避難してください。

(2) 避難勧告 (例)

- 緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。
- こちらは、興部町災害対策本部です。
- 〇〇川の水位が氾濫のおそれのある水位に達したため、〇時〇分に△△地区に対し、〇〇川に関する避難勧告を発令しました。
- △△地区の方は、直ちにあらかじめ定めた避難場所（状況により避難場所又は避難所を指定する。）へ避難してください。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。
- なお、(〇〇付近は冠水により通行ができない・山沿いや急傾斜地では土砂災害の危険があるので十分注意してください。

(3) 避難指示 (例)

- 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。
- こちらは、興部町災害対策本部です。
- 〇〇川の水位が堤防の高さを超えるおそれがあるため、〇時〇分に△△地区に〇〇川に関する避難指示を発令しました。
- 未だ避難していない方は、直ちに避難してください。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。
- 地区で堤防から水があふれだしました。現在、浸水により●●道は通行できない状況です。●●地区を避難中の方は大至急、最寄りの高層建物など、安全な場所に避難してください。

(4) 緊急速報メールの文例 (避難勧告・北海道防災情報システムを使用した場合)

興部町：避難勧告
00/00 00:00
地区：△△地区
避難場所：●●小学校、●●公民館
理由：〇〇川氾濫のおそれ
備考：△△地区にお住まいの方は、直ちにあらかじめ定めた避難場所へ避難してください。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください。

【 土砂災害編 】

1 避難勧告等の対象とする土砂災害

本マニュアルで対象とする土砂災害は次のとおりである。

	種類	事象等
対象	急傾斜地の崩壊 (がけ崩れ)	降雨時に地中にしみ込んだ水分により不安定化した斜面が急激に崩れ落ちる現象
	土石流	山腹、谷底にある土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流される現象
対象外	地すべり*	斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象 ※危険性が確認された場合、国や道等が監視・観測等の調査を行う。 その調査結果又は土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果として発表される土砂災害緊急情報を踏まえ、町として避難勧告等を発令
	火山噴火に伴う 降灰後の土石流	火山砕屑物等が降雨等により堆積した山腹斜面や溪床から流出する現象 ※土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報を基に、避難勧告等を判断・伝達
	河道閉塞に伴う 土砂災害	がけ崩れ、土石流などでくずれたり流されたりした大量の土砂が、川をふさいで水の流れをせき止める現象 ※土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報を基に、避難勧告等を判断・伝達
	深層崩壊	土層及びその下の風化した岩盤が同時に崩れ落ちる現象 ※技術的に予知・予測が困難
	山体の崩壊	火山などに代表される脆弱な地質条件の山体の一部が地震動や噴火、深層風化などが引き金となって大規模な崩壊を起こす現象 ※技術的に予知・予測が困難

※土砂災害の危険度を示す「土砂災害警戒情報」は、「がけ崩れ」「土石流」を対象としており、「地すべり」に伴う立ち退き指示については、『土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律』の一部改正(H23.5.1 施行)」に基づき発令するため、本マニュアルでは対象外とする。

2 避難勧告等の対象とする土砂災害の危険性がある区域

(1) 基本的な考え方

避難勧告等は、北海道土砂災害警戒情報システムで使用する5kmメッシュ情報において、危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に発令することを基本とする。

発令の単位は、避難行動における共助体制が構築されるよう町内会や自主防災組織等の社会的状況等を考慮して定めるものとし、情報の受け手である住民にとっての理解のしやすさ及び情報発表から伝達までの迅速性の確保等の観点から設定する。

ただし、自然現象のため不測の事態等も想定されることから、北海道土砂災害警戒情報システムで提供する土砂災害の危険度情報や気象庁が提供する土砂災害警戒判定メッシュ情報に注視する等して、事態の進行・状況に応じた避難勧告等の発令対象地域を適切に判断する。

①土砂災害危険箇所

ア 急傾斜地崩壊危険箇所の被害想定区域

傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で人家や公共施設に被害を及ぼすおそれのある急傾斜地及びその近接地

イ 土石流危険溪流の被害想定区域

溪流の勾配が3度以上あり、土石流が発生した場合に人家や公共施設等の被害が予想される危険区域

②その他の場所

上記①の隣接区域やその他避難の必要がある場所

※ 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等について

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等については、未調査（平成27年7月時点）であるため、指定なし。

(2) 避難勧告等の対象区域

土砂災害で避難勧告等の対象となる区域は、「土砂災害危険箇所等」のとおりとする。

【土砂災害危険箇所等】

●急傾斜地崩壊危険箇所一覧

地区名	溪流番号	溪流名
興部地区	Ⅱ-7-143-1990	興部宮下町 1
	Ⅱ-7-144-1991	興部春日町 2
	Ⅱ-7-161-2410	興部春日町 1
	Ⅲ-7-62-698	興部宮下町 2
沙留地区	Ⅱ-7-145-1992	興部沙留北浜
住吉地区	Ⅱ-7-146-1993	興部住吉
興部町 計 6 箇所		

●土石流危険区域一覧

地区名	溪流番号	溪流名
宇津地区	Ⅱ 76-0210	朝日 1 の沢川
	Ⅱ 76-0220	朝日 2 の沢川
	Ⅱ 76-0360	安藤の沢川
	Ⅱ 76-0370	滝美橋沢川
	Ⅱ 76-0380	深山川
北興地区	Ⅱ 76-0140	開新橋の沢川
	Ⅱ 76-0230	北興牧場の沢川
	Ⅱ 76-0390	天笠川
住吉地区	Ⅱ 76-0020	小松原の沢川
	Ⅱ 76-0030	住吉 1 の沢川
	Ⅱ 76-0040	住吉 2 の沢川
	Ⅱ 76-0050	住吉 3 の沢川
	Ⅱ 76-0060	住吉 4 の沢川
	Ⅱ 76-0070	住吉 5 の沢川
	Ⅱ 76-0080	住吉 6 の沢川
富丘地区	Ⅱ 76-0010	オムシャリ沢川
豊野地区	Ⅱ 76-0090	豊野右の沢川
	Ⅱ 76-0100	豊野 1 の沢川
	Ⅱ 76-0110	豊野 2 の沢川
	Ⅱ 76-0120	豊野 3 の沢川
	Ⅱ 76-0130	豊野 4 の沢川
興部町 計 21 溪流		

3 避難勧告等を判断する情報

(1) 北海道土砂災害警戒情報システム (<http://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/>)

項目	説明
土砂災害警戒情報発表状況	現在の発表状況と過去の発表履歴を表示
危険度情報	土砂災害の危険度を5kmメッシュで表示(3時間先までの予測を表示可能)。土砂災害危険箇所図、危険度判定図(スネーク曲線)、降雨状況経過図を一画面にまとめて表示 【危険度の表示】更新間隔30分 赤-実況で土砂災害警戒情報基準超過 橙-実況で大雨警報(土砂災害)基準超過 黄-実況で大雨注意報基準超過
降雨情報	降雨の状況を1kmメッシュで表示
土砂災害警戒区域等の指定状況	土砂災害警戒区域等の区域図等の指定状況を表示

(2) 気象情報等

項目	提供元	説明	主な提供システム・サイト
大雨注意報	気象庁	大雨により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。注意を呼びかける対象となる災害として、注意報文の本文に、土砂災害、浸水害のいずれか又は両方が記載されている。	≪北海道防災情報システム≫ http://www.bousai-hokkaido.jp/ ≪気象庁HP≫ http://www.jma.go.jp/jma/ ≪防災情報提供システム≫ https://bosai.jmainfo.go.jp/ (ID/PW必要)
大雨警報(土砂災害)		大雨により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨警報(土砂災害)」「大雨警報(浸水害)」「大雨警報(土砂災害、浸水害)」という名称で発表される。	
大雨特別警報(土砂災害)		大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨特別警報(土砂災害)」「大雨特別警報(浸水害)」「大雨特別警報(土砂災害、浸水害)」という標記で発表される。	
記録的短時間大雨情報		大雨警報(浸水害)等が発表されている状況で、数年に一度しか起こらないような記録的な短時間の大雨を観測したときに発表される。 【網走・北見・紋別地方の発表基準：1時間雨量で90mm】	
土砂災害警戒情報		気象庁と北海道の共同発表	

【土砂災害の前兆現象】

		土石流	がけ崩れ	地すべり
視 覚	山・ 斜面・ がけ	○溪流付近の斜面が崩れ だす。 ○落石が生じる。	○がけに割れ目が見え る。 ○がけから小石がパラパ ラと落ちる。 ○斜面がはらみだす。	○地面にひび割れができ る。 ○地面の一部が落ち込ん だり盛り上がったたりす る。
	水	○川の水が異常に濁る。 ○雨が降り続けているの に川の水位が下がる。 ○土砂の流出	○表面流が生じる。 ○がけから水が噴出す る。 ○湧水が濁りだす。	○沢や井戸の水が濁る。 ○斜面から水が噴き出 す。 ○池や沼の水かさが急減 する。
	樹木	○濁水に流木が混じりだ す。	○樹木が傾く。	○樹木が傾く。
	その他	○溪流内の火花		○家や擁壁に亀裂が入 る。 ○擁壁や電柱が傾く。
聴 覚	○地鳴りがする。 ○山鳴りがする。 ○転石のぶつかり合う音	○樹木の根が切れる音が する。 ○樹木の揺れる音がす る。 ○地鳴りがする。	○樹木の根が切れる音が する。	
嗅 覚	○腐った土の臭いがす る。			

(注) 上記のほか地響きや地震のような揺れ等を感じることもあるが、土砂災害の発生前に必ずしも前兆現象が見られるわけではない。

また、前兆現象が確認されたときは、既に土砂災害が発生している、又は発生する直前であるため、直ちに避難行動をとるべきである。

【参考情報】

○土砂災害警戒判定メッシュ情報（気象庁）（<http://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/>）

2時間先までの土砂災害の危険度を5kmメッシュで表示したもの。

【危険度の表示】更新間隔 10 分

濃紫—実況で土砂災害警戒情報基準超過

薄紫—予想で土砂災害警戒情報基準超過

橙—実況又は予想で大雨警報（土砂災害）基準超過

黄—実況又は予想で大雨注意報基準超過

4 避難勧告等の発令の判断基準等

(1) 避難勧告等の判断基準

区分	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する。)	対象区域 (土砂災害危険箇所内の住家等を基本とする。)
避難準備 情報	①大雨警報（土砂災害）が発表された場合	北海道土砂災害警戒情報システムの判定メッシュ情報（以下「メッシュ情報」という。）で大雨警報（土砂災害）の発表基準を超過した区域（赤又は橙）
避難勧告	①土砂災害警戒情報が発表された場合	メッシュ情報で土砂災害警戒情報の発表基準を超過した区域及びその周辺の大雨警報（土砂災害）の発表基準を超過した区域（赤及びその周辺の橙）
	②土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合	当該前兆現象が発見された箇所及びその周辺の区域（土砂災害危険箇所以外の区域で発見された場合を含む。）
避難指示	①土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合	メッシュ情報で土砂災害警戒情報の発表基準を超過した区域（赤）のうち、記録的短時間大雨情報が発表された地域（発表文で確認。例：興部町北部付近）及びその周辺の地域）
	②土砂災害が発生した場合	当該土砂災害が発生した箇所及びその周辺の区域（土砂災害危険箇所以外の区域で発見された場合を含む。）

(注) ①重要な情報については、気象情報等を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換する。

②想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行い、気象台が発表する情報に留意するとともに、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努める。

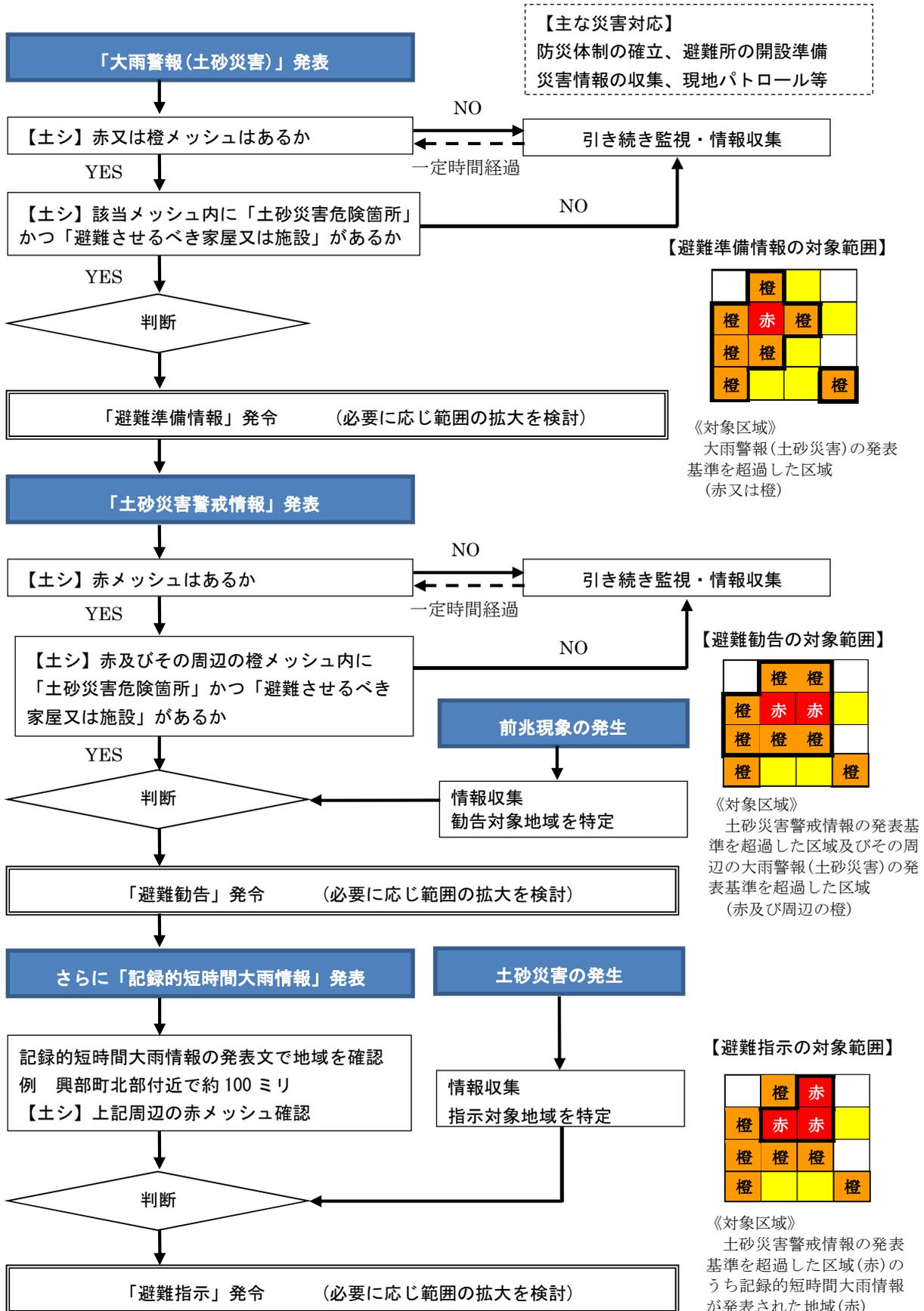
③土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、気象レーダーでとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮し、メッシュ情報で土砂災害警戒情報の発表基準を超過していない場合も総合的に判断を行う。

④立ち退き避難が困難となる夜間において、避難勧告等を発令する可能性がある場合には、夕方等の明るい時間帯に避難準備情報を発令する。（具体的には、夕刻時点において、大雨警報（土砂災害）が夜間にかけて継続する場合、又は大雨注意報が発表されている状況で当該注意報の中で夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合、強い強雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合）

(2) 避難勧告等の解除

避難勧告等の解除は、当該地域の土砂災害警戒情報が解除された段階を基本とするが、土砂災害は、降雨が終わった後であっても災害が発生することがあるため、今後まとまった降雨が見込まれないことを確認するとともに、大雨警報（土砂災害）が継続している場合や土砂災害が発生した場合には、現地パトロールや情報収集を行うなど、現地の状況を踏まえ総合的に判断を行う必要がある。

【避難勧告等判断フロー図（土砂災害）】



5 避難勧告等の伝達文

(1) 避難準備情報 (例)

- 緊急放送、緊急放送、避難準備情報発令。
- こちらは、興部町災害対策本部です。
- 興部町に大雨警報（土砂災害）が発表されました。土砂災害の危険性が高くなることが予想されるため、○時○分に△△地区に対し、土砂災害に関する避難準備情報を発令しました。
- △△地区にお住まいの方は気象情報を注視し、心配な場合、危険だと思ふ場合は、迷わず避難してください。
- 高齢の方、障がいのある方、小さい子供をお連れの方などは、あらかじめ定めた避難場所（状況により避難場所又は避難所を指定する。）へ避難してください。避難に助けが必要な方は、支援者と連絡を取り合うなどして避難してください。

(2) 避難勧告 (例)

- 緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。
- こちらは、興部町災害対策本部です。
- 興部町に土砂災害警戒情報が発表されました。土砂災害の危険性が極めて高まっているため、○時○分に△△地区に対し、避難勧告を発令しました。
- △△地区の方は、直ちにあらかじめ定めた避難場所（状況により避難場所又は避難所を指定する。）へ避難してください。
- 急斜面の付近や河川沿いにいる方は、急斜面や河川等から離れたなるべく頑強な建物等へ避難してください。
- なお、（○○付近は冠水により通行ができない・山沿いや急傾斜地では土砂災害の危険があるので十分注意してください）

(3) 避難指示 (例)

- 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。
- こちらは、興部町災害対策本部です。
- 地区で土砂災害の発生（又は、前兆現象）が確認されました。土砂災害の危険性が極めて高まっているため、●時●分に△△地区に対し、土砂災害に関する避難指示を発令しました。
- 未だ避難していない方は、最寄りの頑強な建物等へ直ちに避難してください。外が危険な場合は、屋内の谷側の高いところに避難してください。

(4) 緊急速報メールの文例（避難勧告・北海道防災情報システムを使用した場合）

興部町：避難勧告
00/00 00:00
地 区：△△地区
避難場所：●●小学校、●●公民館
理 由：土砂災害発生のおそれ
備 考：当該地区の急傾斜地、崖地、沢地などに滞在中の方は、速やかに避難してください。
詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください。

【 高潮編 】

1 避難勧告等の対象とする高潮災害

●対象（立ち退き避難が必要な災害の事象）

- ①高潮時の越波や浸水により、家屋の流失をもたらす浸水が予想される場合
- ②浸水の深さが深く、平屋の建物で床上まで浸水するか、2階建て以上の建物で浸水の深さが最上階の床の高さを上回るにより、屋内での安全確保措置では身体に危険が及ぶ可能性のある場合
- ③地下・半地下に氾濫した水が流入することが予想される場合
- ④ゼロメートル地帯のように浸水が長期間継続することが予想される場合

2 避難勧告等の対象とする高潮災害の危険性がある区域

（1）基本的考え方

高潮災害で避難勧告等の対象となる区域は、『興部町津波ハザードマップ』による津波浸水予測図等を参考に、高潮警報等で発表される予想最高潮位に応じて想定される浸水区域を基本とする。命を脅かす危険性が高く、安全な地域への移動を伴う立ち退き避難を必要とする区域（対象建物）は次のとおりである。

- ①高潮時に海岸堤防等を越えた波浪や堤防決壊等により流入した氾濫水等が隣接家屋等を直撃することを想定し、海岸堤防等から陸側の一定の範囲（海岸堤防等に隣接する家屋）等
- ②潮位が海岸堤防等の高さを大きく超えること等により、深い浸水等が想定される以下の範囲
 - ・堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深がおおむね0.5mを越える区域の平屋家屋
 - ・堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深がおおむね3mを越える区域の2階建て家屋
 - ・堤防の決壊等で氾濫した場合、氾濫水が行き止まるなどして長期間深い浸水が続くことが想定される区域（長期間の浸水家屋内の孤立者が多数発生した場合には、救出や水・食料等の供給が困難となるおそれがあるため、立ち退き避難をする。）
 - ・建物の地下部分
 - ・下水道工事等、地下で作業を行っている場合も含める。
 - ・道路のアンダーパス部分（立ち退き避難ではないが、立ち入りの注意が必要）

(2) 避難勧告等の対象区域

地区名	行政区	世帯数	人口	避難先
興部地区	浜町の一部	2 世帯	7 人	興部公民館
秋里地区	秋里の一部	1 世帯	2 人	興部公民館
沙留地区	沙留海運町の一部	10 世帯	22 人	沙留公民館

【参考：高波・高潮・津波等危険区域】

被害発生予想区域			予想される被害				
場所	災害の 要因	警戒区域 (面積距離) (m)	住 家		公共施設等		道路
			戸数 (戸)	その他 (ha)	施設名	収容人員 (人)	
興部	高波	4,530	2				
秋里	高波	1,360	1				
豊野	高波	1,750					
沙留	高波	5,254	10				
富丘	高波	3,820					国道 238 号

3 避難勧告等を判断する情報

項目	提供元	説明	主な提供システム・サイト
台風情報	気象庁	台風が発生したときに発表される。 台風の位置や中心気圧等の実況及び予想が記載されている。 台風が日本に近づくに伴い、より詳細な情報をより更新頻度を上げて提供される。	≪気象庁HP≫ http://www.jma.go.jp/jma/
府県気象情報		警報等に先立って警戒・注意を呼びかけたり、警報等の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点等を解説したりするために、管区気象台及び各地方気象台で適時発表される。	≪防災情報提供システム≫ https://bosai.jmainfo.go.jp/ (ID/PW 必要)
暴風警報		暴風により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。	≪気象庁HP≫ ≪防災情報提供システム≫ ≪北海道防災情報システム≫ http://www.bousai-hokkaido.jp/
暴風特別警報		暴風により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。	
波浪警報		高波により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。	
高潮注意報		高潮に対する注意を呼びかける。また、潮位が警報基準に達すると予想される場合には、達する6～12時間前に予想最高潮位*及びその予想時刻を明示して、高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報が発表される。	
高潮警報		高潮により重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。	
高潮特別警報		予想される現象が特に異常であるため、重大な高潮災害の発生するおそれが著しく大きい場合に発表される。	
潮位観測情報		3日間（昨日・今日・明日）又は1日毎の実測潮位及び予測潮位（実際の潮位、天文潮位、潮位偏差）を速報的に表示する。	

※ 予想最高潮位については、高潮注意報の他、高潮警報、高潮特別警報及び府県気象情報でも明示される。

4 避難勧告等の発令の判断基準

(1) 避難勧告等の判断基準

区分	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する。)	避難対象区域
避難準備情報	<p>高潮注意報が発表されている状況であり、なおかつ次のいずれかに該当する場合</p> <p>①警報に切り替える可能性が言及され、かつ、各種気象情報等において波浪等の影響により被害が想定される場合</p> <p>②台風情報で、台風の暴風域が本町にかかると予想されている、又は台風が本町に接近することが見込まれる場合</p>	<p>浜町の一部</p> <p>秋里の一部</p> <p>海運町の一部</p>
避難勧告	<p>①高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合</p> <p>②高潮注意報が発表され、当該注意報に、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が言及される場合(実際に警報基準の潮位に達すると予想される時間帯については、気象警報等に含まれる注意警戒期間及び防災情報提供システムの潮位観測情報を参考)</p> <p>③高潮注意報が発表されており、当該注意報に警報に切り替える可能性が言及され、かつ、暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合(暴風により避難が困難となる前に発令する。)</p> <p>④「中心気圧が 930hPa 以下又は最大風速が 50m/s 以上」級の台風や同程度の温帯低気圧が接近、又は上陸の 24 時間程度前から特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報等により周知された場合</p>	<p>浜町の一部</p> <p>秋里の一部</p> <p>海運町の一部</p>
避難指示	<p>①潮位が高潮警報基準に達し、かつ、波浪警報が発表され、被害が発生するおそれがある場合</p> <p>②海岸堤防等が倒壊した場合</p> <p>③水門、陸閘の異常(水門、陸閘を閉めなければいけない状況で、閉まらない場合等)が確認された場合</p> <p>④異常な越波・越流が発生した場合</p>	<p>浜町の一部</p> <p>秋里の一部</p> <p>海運町の一部</p>

(2) 避難勧告等の解除

避難勧告等の解除については、次の段階を基本として解除する。

- | |
|-----------------------------------------------------------------|
| <p>① 高潮警報が解除された段階</p> <p>② 浸水被害が発生した場合においては、住宅地等での浸水が解消した段階</p> |
|-----------------------------------------------------------------|

5 避難勧告等の伝達文

(1) 避難準備情報の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、避難準備情報発令。
- こちらは、興部町災害対策本部です。
- 〇時〇分の気象庁発表の台風情報により、台風●号の暴風域は●時間以内に興部町にかかり、最大潮位が〇. 〇mと予想されたため、●時●分に△△地区に高潮災害に関する避難準備情報を発令しました。
- △△地区の方は気象情報に注視し、心配な場合、危険だと思ふ場合は、迷わず避難して下さい。
- 高齢の方、障害のある方、小さい子供をお連れの方などは、予め定めた避難場所（状況により避難場所又は避難所を指定する。）へ避難してください。避難に助けが必要な方は、支援者と連絡を取り合うなどして避難してください。

(2) 避難勧告の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。
- こちらは、興部町災害対策本部です。
- 高潮警報（又は高潮特別警報）が発表され、浸水被害の可能性が高まっているため、〇時〇分に△△地区に対し、高潮災害に関する避難勧告を発令しました。
- △△地区の方は、あらかじめ定めた避難場所（状況により避難場所又は避難所を指定する。）に避難してください。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。

(3) 避難指示の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。
- こちらは、興部町災害対策本部です。
- 高潮被害が発生する危険性が極めて高まっているため、〇時〇分に△△地区に対し、高潮災害に関する避難指示を発令しました。
- 未だ避難していない方は、最寄りの高い建物等へ直ちに避難してください。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。
- 現在、浸水により〇〇道は通行できない状況です。△△地区を避難中の方は大至急、最寄りの高層建物などに避難してください。

(4) 緊急速報メールの文例（避難勧告・北海道防災情報システムを使用した場合）

興部町：避難勧告
00/00 00:00
地 区：△△地区
避難場所：●●小学校、●●公民館
理 由：高潮のおそれ
備 考：△△地区の方は、直ちにあらかじめ定めた避難場所（状況により避難場所又は避難所を指定する。）に避難してください。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください。

【 津波編 】

1 避難指示等の対象とする津波災害

●対象（立ち退き避難が必要な災害の事象）

- ①大津波警報・津波警報・津波注意報のいずれかが発表された場合
- ②津波警報等を適時に受けることができない状況において、沿岸地域において強い揺れ（震度4程度以上）又は1分程度以上ゆっくりとした揺れを感じた場合

2 避難指示等の対象とする津波災害の危険性がある区域

（1）基本的考え方

津波災害で避難指示等の対象となる区域は、『津波ハザードマップ』のとおりとする。

①大津波警報の発表時

最大クラスの津波により浸水が想定される区域

ただし、津波の浸水範囲は浸水想定精度に限界があることから、上記の区域内より内陸側であっても、立ち退き避難を考慮する。

②津波警報の発表時

海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低いため、高さ3mの津波によって浸水が想定される区域（津波の遡上が予想される河川沿いも含む。）

ただし、津波の高さは、予想される高さ3mより局所的に高くなる場合も想定されることや潮位の変化も考慮し、避難対象区域は広めに設定する。

③津波注意報の発表時

海岸堤防等より海側の区域

ただし、海岸堤防等が無い地域で地盤の低い区域では、高さ1mの津波による浸水も想定されることから、立ち退き避難の対象とする。

※津波の高さ：津波がない場合の潮位（平常潮位）から、津波によって海面が上昇した高さの差

(2) 避難指示等の対象区域

地区名	行政区	世帯数	人口	避難先
興部地区	浜町	22 世帯	61 人	興部高校・興部中学校
	元町	122 世帯	269 人	興部高校・興部中学校
	東町	60 世帯	103 人	興部高校・興部中学校
秋里地区	秋里の一部	1 世帯	2 人	興部高校・興部中学校
豊野地区	豊野の一部	0 世帯	0 人	沙留中学校・沙留小学校
沙留地区	沙留西町	45 世帯	118 人	沙留中学校・沙留小学校
	沙留旭町	108 世帯	255 人	沙留中学校・沙留小学校
	沙留北浜町	34 世帯	65 人	沙留中学校・沙留小学校
	沙留汐見町	64 世帯	141 人	沙留中学校・沙留小学校
	沙留港町	37 世帯	91 人	沙留中学校・沙留小学校
	沙留海運町	43 世帯	113 人	沙留中学校・沙留小学校
	沙留元町	32 世帯	60 人	沙留中学校・沙留小学校
住吉・富丘地区	富丘の一部	1 世帯	4 人	富丘福祉の家
	住吉の一部	3 世帯	11 人	住吉老人寿の家

3 避難指示等を判断する情報

避難指示等の発令については、次の情報等を基に判断する。

	予想される 津波の高さの区分	発表される津波の高さ	
		数値	定性的表現（※）
大津波警報	10m ～	10m超	巨大
	5 m ～ 10m	10m	
	3 m ～ 5 m	5 m	
津波警報	1 m ～ 3 m	3 m	高い
津波注意報	20cm ～ 1 m	1 m	(表記しない)

(備考) 津波警報等については、気象庁から地震発生後、3分程度を目処に発表される。

※ マグニチュード8を超えるような巨大地震の場合、正確な地震の規模をすぐには把握できないため、その海域における最大級の津波を想定して、大津波警報や津波警報が発表されるが、このとき予想される津波の高さは「巨大」、「高い」という定性的な表現で発表される。その後、正確な地震の規模が確定した段階で予想される津波の高さが数値で示される。

4 避難指示等の発令の判断基準等

(1) 避難指示等の判断基準

避難指示等の発令の判断基準は次のとおりとする。

ただし、基準に該当しない場合であっても、停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合など、現地の状況を総合的に勘案し、避難指示等を発令する。

なお、津波災害は、危険地域から一刻も早い避難が必要であることから、「避難準備情報」「避難勧告」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。

区分	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する。)	避難対象区域
避難指示	①大津波警報が発表された場合	最大クラスの津波により浸水が想定される区域 (避難指示等の全対象区域)
	②津波警報が発表された場合	
	③津波注意報が発表された場合	海岸堤防等より海側の区域

(注1) 津波の高さは、地形等の影響により予想される高さより局所的に高くなる場合も想定されることから、想定を超える範囲で浸水が拡大する可能性があることを考慮する。

(注2) 「遠地地震の場合の避難勧告等」については、気象庁が発表する「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、避難準備情報、避難勧告の発令を検討する。

(2) 避難指示等の解除

避難指示等の解除は、当該地域が避難指示発令の基準としている大津波警報、津波警報又は津波注意報が解除された段階を基本とする。

ただし、浸水被害が発生した場合には、警報等が解除され、かつ、住宅地等での浸水が解消した段階を基本とする。

5 避難指示等の伝達文

(1) 避難指示（大津波警報、津波警報が発表された場合）（例）

- 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。
 - こちらは、興部町災害対策本部です。
 - 大津波警報（又は、津波警報）が発表されたため、〇時〇分に△△地区に対し、避難指示を発令しました。
 - ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に避難してください。
- ※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。

(2) 避難指示（津波注意報が発表された場合）（例）

- 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。
 - こちらは、興部町災害対策本部です。
 - 津波注意報が発表されたため、〇時〇分に△△地区に対し、避難指示を発令しました。
 - 海の中や海岸付近は危険です。ただちに海岸から離れて高い場所に避難してください。
- ※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。

(3) 避難指示（強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合）（例）

- 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。
 - こちらは、興部町災害対策本部です。
 - 強い揺れの地震がありました。
 - 津波が発生する可能性があるため、〇時〇分に△△地区に対し、避難指示を発令しました。
 - ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に避難してください。
- ※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。

(4) 緊急速報メールの文例（避難指示・北海道防災情報システムを使用した場合）

（避難指示・北海道防災情報システムを使用した場合）】

興部町：避難指示 〇〇／〇〇 〇〇：〇〇

地 区：●●地区

避難所：指定緊急避難場所

理 由：大津波警報発表

備 考：沿海部の方は、直ちに高台等へ避難し、身の安全を確保してください

詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください

避難勧告等の判断・伝達マニュアル

平成28年3月

興部町